
じんけん ぶんか まちづくり

一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会

第49号（2015年10月）



人権相談をご利用ください

1. 人権ケースワーク事業（豊中市からの受託事業）

●定例相談

とき：月曜・水曜・金曜日の9時～17時

ところ：蛍池事務所（蛍池人権まちづくりセンター内）

電話：06-6841-2315

●出張相談

とき：毎月第2・第4木曜日の13時～15時

ところ：豊中市役所第2庁舎1階市民相談課

ひとりで悩まないで

2. 人権相談（自主事業）

とき：月曜日～土曜日、事務所開設時（9時～17時）に随時受付

ところ：豊中事務所（豊中人権まちづくりセンター内）

電話：06-6841-5300

mail：jinken@tcct.zaq.ne.jp

人権文化のまちづくり講座 「**部落問題って、部落の問題なの？**」

11月20日（金）18時30分～20時30分

講師：渡辺 俊雄さん（全国部落史研究会運営委員）

会場：千里公民館（モノレール千里駅または北大阪急行千里中央駅すぐ）

定員：80名 参加費：無料 申込：11月4日（水）午前10時から電話または来館受付。
先着順。（千里公民館：06-6833-8090）

●編集：発行

一般財団法人

とよなか人権文化まちづくり協会

豊中市岡町北3-13-7 豊中人権まちづくりセンター内

TEL：06(6841)5300 FAX：06(6841)6655

HP：http://www.tcct.zaq.ne.jp/jinken/

E MAIL：jinken@tcct.zaq.ne.jp 郵便振替：00960-8-153806

蛍池事務所 TEL:06(6841)2315 EMAIL:bpazk307@tcct.zaq.ne.jp

あとがき

◆「ネガティブな中身」「考えに合わない」。上に立つ人間の好みや判断一つで人権博物館の存続が危ぶまれる。安保反対デモに対するツイッター発言然り（「あんなデモくらいで世の中を動かすことができるなら、僕の今までの労力はなんだったんだ？（略）デモだけで国が動くわけがないし、動かしてはならない）。この人の発言は挙げればキリがないが、根本からして人の上に立つべき素質を持ち合わせてるとは到底思えない。今後の裁判の動向をしっかりと見守っていきたい。◆多くの学者や識者が違憲だと苦言を呈し、多くの市民がデモに参加し安保反対を叫んだにも関わらず安保法が成立した。70年続いた平和が再び脅かされようとしている。高めるべきは軍事力ではなく、対話力ではないだろうか。◆5年前、広島平和記念資料館を訪れた。様々な展示があるなか、市民が描いた原爆の絵に胸が詰まった。翌年8月6日、66度目の記念式典が開催されていた平和記念公園で「在特会」が街宣活動を行った。「被爆者援護制度には血税が使われている」「血税にたかる被爆利権者を叩き出せ」彼らが叫びながら練り歩いている足元には、原爆に命を奪われ息絶えた人たちが横たわっていた場所なのだ。今年も「原爆の日」の前日に安保賛成デモが行われたという。呆れて物が言えない。こんなデモに許可が出ることもやはり問題だ。◆前編から時間がだいぶ経ってしまいましたが、この間、加藤直樹さんは韓国で講演なさったり、「九月、東京の路上で」が韓国語で発刊されたりしました。読めば読むほど、当時のリアルな惨状が目

浮かびます。悲劇が再び起きぬよう、正しく学び行動しなければいけません。◆ドイツには行ったことはありませんが、西村さんのたび日記を読むと行った気分になりました。難民受入れに対する国の姿勢や、休暇のあり方、教育資金の手厚さ。かたや日本はと思うとため息が出ました。◆渡辺さんは講演冒頭で寺本知さんのエピソードを披露してくださり、その後のメールで、解放新聞大阪版の記者だった豊中在住の紀野鉄男さんとのやりとりを教えてくださいました。編集作業に追われると、読者の顔が見えなくなりがちです。部落問題に関心がない人にもページをめくってもらえるように、努力や工夫を常に意識することを改めて気づかされました。渡辺さんには11月20日、「部落問題って、部落の問題なの？」をテーマにお話いただきます。◆プロ野球放送が昔に比べると、減ってきている気がします。関西ローカルのサンテレビは、阪神戦が雨で中止になったときに、85年のバース、岡田、掛布が連続ホームランを打った試合を放送していたことがありました。パナントレースとは無関係でも視聴率が取れたのでしょう。玉置さんの野球観戦は立派な趣味だと思います。◆1ヶ月でできる訳がない！と憤慨したパネル展でしたが、原稿の締切と同じで、猶予が長くても後まわしにするだけなので、今思えばちょうど良い期間でした。反省点もたくさんですが、結果的に自身の勉強にもなり、スキルアップに繋がったように思います。◆「寺本知のとわずかたり」在庫あります。1冊300円（送料別）◆今号もアンケート用紙を同封しています。ご協力よろしく申し上げます。（森）

○もくじ○

◆速報「リバティおおさか」 裁判はじまる	3
◆評議員のページ「今こそ、憲法を学ぶとき」	6
◆監事のページ「被爆ピアノコンサート」	8
◆報告「九月、東京の路上で」(後編)	9
◆理事のページ「たび日記～ドイツ・トリア市を訪ねて～」	14
◆豊中地域から「児童館ができて60年」	19
◆蛸池地域「地域で育った子どもたち」	20
◆報告 2015 連続講座②「同対審答申を 21 世紀に読み直す」	21
◆楽遊ガイド「高校野球と豊中市との深い縁」	27
◆書評「一人ぼっちを笑うな」	29
◆パネル展「同対審答申から 50 年、部落問題は今…」を取り組んで	30
◆インフォメーション	34
◆あとがき	35

○表紙の写真「三陸の秋味・サンマ」

◇これまで宮城県石巻市、福島県南相馬市などを歩いてきたが、先日、宮城県南三陸町から気仙沼市、陸前高田市を經由して釜石市まで、電車とバスで回った。

車窓からは、行き交うダンブカー、至る所でうなる重機、高台の造成工事が目についた。復興のつち音には違いないが、東日本大震災から間もなく4年半であることを

思えば、早いとは言えない。駅前もさびれて人気のない所もあり、それなりに形は戻っていても厳しい現実を感じた。美しいリアス式海岸が続くと地理で習った通り、いくつもの入り組んだ湾があり、そこに集落ができ、人々が暮らしを紡いできたが、ことごとく津波にのみ込まれ、原形がわからなくなっている。



ホテルの語り部バスのガイドさんから、マスコミでは得られない貴重な話を聞くことができた。あの時、人々はどうしたのか？ 風化させず、記憶し、継承すべきことだ。やはり現地を歩いて、見て、話を聞くことの大切さを痛感した。

宿の夕食には見事なサンマの塩焼きが出され、旬の味に舌鼓をうった。「3年後にまた来て、街を見てください」とガイドさんが言っておられたが、その気になりそうだ。

速報

「リバティおおさか」裁判はじまる

佐佐木 寛治（事務局長）

大阪市（原告）が「リバティおおさか」に対して建物の収去（取り壊して、更地にする）と土地の明け渡しを求めた裁判の第1回口頭弁論が10月2日、10時から大阪地裁810号法廷（第3民事部合議4係：長谷部幸弥裁判長）で行われた。100人ほどが抽選に並び、35の傍聴席はあふれた。この日のハイライトは被告・博物館館長の意見陳述（後掲）だったが、被告が意見を言うなどまれなことらしい。また、次回の日程を決める際に、裁判長はしつこいくらいに「大法廷」をすすめたが、これは、一つには社会的な関心と注目を意識してのことだろうし、さらには、果たして100人が入れる大法廷を埋めることができるのか、お手並み拝見といったところもあるのだろう。かくして始まった裁判、その結果は「リバティおおさか」の行方のみならず、大阪の人権行政にも及んでくるのは必至だ。その意味では、当事者として向き合わねばなるまい。

被告意見陳述

本年7月23日、大阪市は当法人に対して提訴しました。しかし当法人としては、この提訴は多くの問題点を含む極めて理不尽かつ不当なものであり、これからも当法人の運営による当館の展示などの事業を継続させていく立場から、被告としての意見を陳述したいと思います。

第1は、訴状にある建物の収去と土地の明け渡しの請求は、当法人の解散と当館の廃館を意図したものであると考えます。

当法人は、1982年に財団法人として設立されました。そして2012年には大阪府が認可する公益財団法人に移行し、定款では「自他を尊重し、豊かな人権感覚を育むための調査研究を行い、関係資料、文化財を収集、保存し、併せてこれらを展示公開することにより、人権意識の伸長と啓発及び人間性、

社会性の養成に資すること」を目的と定めています。

そして当法人が所有する建物は、当法人が公益財団法人として認定されている構成要件の重要なひとつであり、建物を収去することは当法人を解散することにつながります。また当然に建物を収去して土地を明け渡すことは、博物館法で定められた登録博物館である当館が博物館運営の場所を失うことになり、ひいては博物館運営を断念して廃館せざるを得ない状況になります。

今から3年前、橋下徹大阪市長は自ら当館の展示リニューアルを承認しておきながら、「私の考え方とは合わない」との理由から当法人への補助金廃止を決定し、いわば兵糧攻めによって当館を廃館の危機に追い込みました。しかし当法人は寄付金や会費を集めることによって、辛うじて当館を自主運営してきました。そして次に大阪市は

少なくとも義務教育の時代に、きちんと部落問題と出会っておくこと、そして、不幸にして偏見や間違った認識を持ってしまった人は、部落問題と出会い直しをし、部落問題観を塗り替えることができるようにすることが大事だと思います。

市民目線で部落問題をどうアピールするか、とても難しいことですが、それなくして部落問題の解決には行き着きません。市民の部落問題観を変えることは一朝一夕にはできないし、単発のとりくみでもできません。さまざまな角度から、さまざまな手法で、検証しつつ継続実施していかなければなりません。もちろん、私たちだけでできることは限られていますから、ほかの人（組織・団体）の力も借りながら、協働でとりくんでいければと思います。

パネル展「同対審答申から50年、部落問題は今・・・」開催予定

●千里公民館

11月11日(水)～20日(金)

●豊中人権まちづくりセンター

前半 11月24日(火)～12月1日(火)

後半 12月14日(月)～22日(火)

注①パネル詳細は「協会」のHPで公開しています。

<http://www.tcct.zaq.ne.jp/jinken/>

注②調査結果は、豊中市のHPで見ることができます。

<http://www.city.toyonaka.osaka.jp/index.html>

トップページ⇒人権・文化・スポーツ
⇒人権文化のまちづくり⇒ネットで学ぶ⇒人権についての市民意識調査

INFORMATION

現代的課題講演会

今でもあるの？部落差別

～同対審答申50年を迎えて～

11月11日(水) 18時30分～

講師：高田一宏さん

(大阪大学大学院准教授)

参加
無料

子どもの貧困～高校中退、低学力、

不登校～その実態と支援のあり方

11月26日(木) 18時30分～

講師：青砥恭さんあおとやすし(NPO法人さいたま

ユースサポートネット代表理事)

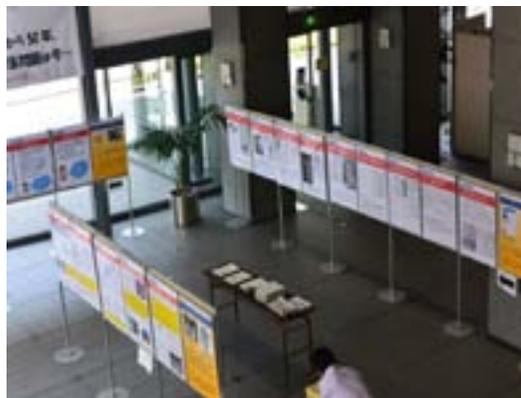
会場：蛭池人権まちづくりセンター 一時保育あります(要申込・有料)

手話通訳は実施日10日前までに申込(無料)

主催：豊中市・豊中市教育委員会・とよなか人権文化まちづくり協会

申込：電話またはFAXで受付(先着順)

蛭池人権まちづくりセンター TEL：06-6841-5326



で3回目ですが、自由記述に必ずでてくる意見があります。「寝た子を起こすな」「逆差別」「部落分散論」で、こうした見方・とらえ方が今も根強く生きています。ここには、豊中市民が部落問題をどのように見、考えているのか、いわゆる「部落問題観」の一端が現れています。

意見を書いた人たちは、どこかでそうした誤った情報、偏見を刷り込まれ、アンケートがあると、刺激されて、書かずにおれなくなって、あけすけに「本心」をぶちまけるのだと思います。そして、その人たちは自分の意見こそが正しいと思い込んでいますから、ある意味「善意」なわけです。だから、「自由記述」を見ると、それこそ絶望的にもなりますが、こうした意見を持っている市民が少なからず存在する事実はとても重いと思いますし、この人たちをほったらかしにしたままでは、部落問題の解決には行き着きません。

「同対審答申」が言った「実態的差別」は、「特別措置法」による事業によって部落と部落外との格差是正が行われ、大きな成果をあげました。もう

一方の「心理的差別」についても、教育や啓発、各界各層のとりくみによって部落差別は社会悪だという認識が広まってきました。しかし、部落差別が根強く生き続け、その根っこを断つにはいたっていません。それは時に「差別事件」となっておもてに出てきますが、本体は姿を現さず、深くもぐりこんだままになっています。だから、そこを少し揺すぶったり、刺激を与えると、部落差別が顔を出すのです。同和地区の問い合わせをする人も、差別的な意見を書きこむ人も、ふだんはどこにでもいる「いい人」なんだと思います。それが、部落問題がからんでくると、心の奥底に沈んでいたものが浮き上がり、とたんに差別をする人になるのです。結婚差別をみればよくわかると思います。

部落差別は、日本列島にヒトが住み着き、文化・文明を築いてきた歴史と共に、西日本を中心にして形成されてきました。その意味では、私たちのくらしはもとより、価値観や世界観の中にも部落差別が息づいていると言えます。だから、自覚して、克服する努力をしないと、差別の虜になってしまいます。どうしたらいいのか？言えることは、どこで、どのように部落問題と出会い、それなりの見方・考え方（部落問題観）を身に付けるのか、それがとても大事だということです。いったん、刷り込まれ、出来上がってしまったものを修正したり、変えたりするのはとても難しいです。その意味では、

土地使用料の免除を解除して多額の使用料を徴収しようとし、当法人が求めた話し合いにも応じることなく、一方的に建物の収去と土地の明け渡しを求める訴訟となりました。

すなわち今回の建物の収去と土地の明け渡しの請求は、定款に示された目的を遂行している当法人を解散させ、そして目的に基づいて展示等の事業を推進している当館を廃館させようとする政治的意図に基づいた、行政権力の濫用であると言わねばなりません。

第2は、今回の提訴は当館が使用している土地の歴史的経緯を無視し、所有地を寄付した地元住民の部落差別撤廃と教育向上の強い願いを踏みにじるものであるという点であります。

当館が所在する地域は江戸時代から今日まで被差別部落、いわゆる同和地区であり、ここに居住する地元住民は長きにわたって厳しい部落差別に苦しんできました。明治時代の初め、部落差別をはね返すために教育を身につけようとして、地元住民は自らの資金と力によって、いち早く地域の中に小学校を設立しました。これが後に現在の大阪市立栄小学校になる、始まりです。1928年には大阪市立栄小学校の新校舎が、この土地で建設されることになり、地元住民は部落差別撤廃と教育向上の強い願いを引き継いで、自らの所有地を大阪市に寄付しました。この土地は、つまり地元住民の部落差別撤廃と教育向上の強い願いが込められた土地なのです。

そして、このような地元住民の部落差別撤廃と教育向上の願いを受け継ごうとして、この土地で1985年に開館したのが当館です。確かに、この土地は現在では大阪市有地ですが、地元住民が部落差別撤廃と教育向上の願いを込めて土地を寄付したこと、そして、この願いを継承したのが当館であるということは、極めて重い事実であると言えます。

したがって大阪市による建物の収去と土地の明け渡しの請求は、このよう



な土地の歴史的経緯を無視したものであり、地元住民の部落差別撤廃や教育向上の強い願い、そして、その強い願いを引き継いで開館した当館を踏みにじったものであり、住民自治を基本とした行政姿勢に反したものであると言えません。

第3は、大阪市による提訴が、当法人と当館の存在意義と社会的役割を否定し、大阪市自身による人権行政を踏みにじり、その責任を放棄さえしているということです。

当館は、今日まで30年間にわたっ

て、日本で初めてかつ唯一の“人権に関する総合博物館”として展示などの事業を推進してきました。被差別部落や在日コリアン、障害者、女性、アイヌ民族、ハンセン病回復者、性的少数者などに対する差別、そして、学校でのいじめや犯罪被害者などに対する人権侵害が解決されないなかで、当館は博物館として展示を通じて教育や啓発に努めてきました。

来館者は、この30年間で国内のみならず海外からも含めて約153万人という多数にも及び、国内外の多方面から高い評価を受けてきました。また大阪市内の小中学校はもとより全国における学校教育、地域のみならず職場などの生涯教育での人権学習の場としても、積極的に活用されてきました。

したがって今回の大阪市による提訴は、高く評価している来館者をはじめ多くの人びとの積極的な活用と学習の機会を奪うことになるだけでなく、活用と学習の機会を提供している当法人と当館の存在意義と社会的役割を否定するものと言わねばなりません。

このような当法人と当館は、大阪市の人権行政においても重要であったと言えます。大阪市は各種の人権に関する基本方針や条例を策定し、人権行政を推進してきましたが、当法人と当館は大阪市の人権行政と連携した、人権の拠点施設として重要な公益性と公共性を発揮してきたと言えます。

これをふまえるならば、今回の大阪市による提訴は、大阪市自身が基本方針や条例などに反して当法人と当館の

公益性を無視することになり、また大阪市行政にとっても重要な人権の拠点施設という重要な公共的財産の損失につながる、人権行政の責任を放棄した行為と言わねばなりません。

以上の被告意見陳述をまとめますと、大阪市による提訴は、次の3点において重大な問題点と不当性が存在すると考えます。まず第1は、公益財団法人としての当法人の解散、そして博物館としての当館の廃館を意図したものであるということです。第2は、当館が使用している土地の歴史的経緯を無視し、土地を寄付した地元住民の部落差別撤廃と教育向上の強い願いを踏みにじっていることです。第3は、当法人と当館の存在意義と社会的役割を否定し、大阪市自身の人権行政を自ら踏みにじり、その責任を放棄さえしているということです。

今回の大阪市の提訴によって当法人は不本意にも被告となりましたが、むしろ、この裁判で問われる必要があるのは、差別の撤廃と人権行政を推進すべき責任を負っている、提訴した大阪市の姿勢そのものではないかと考えています。つまり、この裁判で問われているのは、被告の当法人ではなく、原告の大阪市であるということを強調しておきたいと思います。

昨今のヘイトスピーチに代表されるように、現在においても日本社会にさまざまな差別と人権侵害が横行するなかで、当法人と当館は、人権に関する重要な拠点施設としての意義と役割

- ・正しい事をしっかり教えていく事は絶対必要で大切だ。
- ・同和地区（部落）がどのようにして生まれたのか（作られたのか）の歴史的背景を示さないままの展示なので、”同和地区についての差別”といわれてもわかりづらい展示だ。
- ・仕事場が他市の同和地区です。勉強して、みんなに伝えていきたい。
- ・いろいろな場所で活用し、学習する機会をつくとよい。
- ・短くよく整理されたパネル展で判り易かった。
- ・逆差別、解放運動の光と影への考察も分かり易く解説されていて、多くの方に見ていただきたい展示である。
- ・わかりやすく同対審答申のことをかかっていることがとてもよかった。
- ・いくつもの場所で、くりかえしこの展示をする意味はとても大きい。分かりやすいパネルです。
- ・バカみたい。もうするな。
- ・一人でも多くの人に見に来てもらいたい。とてもわかりやすくまとまっています。

「部落問題観」を変える、磨くために

パネル展を開催した背景事情で忘れてはならないこととして、2013年に豊中市が行った「人権に関する市民意識調査」があります（注②）。調査結果を見ると、いくつか気になる点がありますが、特に「自由記述」欄に注目をしました。全体で438人から442件



の意見があり、そのうちの64件が部落問題についてで、以下のように分類されています（カッコ内は件数）。

- 同和問題を教えることで差別につながる。取り上げない方がいい（20）
- 特別措置は逆差別ではないか。優遇があると聞いた（14）
- 若い人は気にしていない。時代ともよくなった（6）
- 同和地区の人の行動にも問題があったのではないかと（6）
- 同和問題を初めて知った。よくわからない（5）
- 「同和地区」をなくすべき。流動性を高める（3）
- 同和問題の根本をしっかりと教えるべき、歴史を正しく教える（3）
- 差別はよくないが、難しい問題だ（3）
- 出身の人などと交流して偏見がなくなった（2）
- 人権まちづくりセンターがあるから、地区だとわかってしまう（1）
- 転入して来るとき地域によって治安が違っていると聞いた（1）

この調査は2000年と2007年について

「答申」50年という大きなテーマを切り口にして、①「答申」に至る歴史を豊中の出来事で振り返り、②「答申」に書かれていることを紹介し、③「答申」と「特別措置法」が部落問題にもたらした変化を追い、④50年を経た部落問題が今どうあるか、39枚のパネルで提示しました（注①）。

来場者数は不明ですが、用意したパネル展の縮刷資料100部は全部なくなりました。いただいたアンケート（23枚）を見ると、一部、嫌がらせ的な書き込みもありますが、全体的には「よかった」「他でもやるべき」「続けてほしい」との意見が多くあり、「好評」だったと言えます。

アンケートの集計

●このパネル展を何で知りましたか？
チラシ（7）、ホームページ（2）、市役所に来て知った（12）、その他（2）

●パネル展全体の印象はいかがでしたか？

とても良かった（9）、良かった（11）、良くなかった（1）、どちらでもない（2）

●「同対審答申」について知っていましたか？

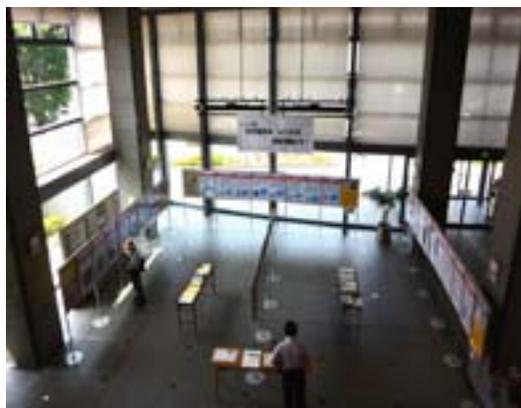
以前から知っている（17）、聞いたことはある（3）、このパネル展で初めて知った（3）

●パネル展の内容について理解できましたか？

よく理解できた（13）、まあ理解できた（9）

●年齢

20代（3）、40代（5）、50代（5）、60



代（6）、70代（3）

●性別

男性（14）、女性（9）

●豊中市に

居住（17）、通勤（2）、府内（2）、府外（2）

ご意見・ご感想

- ・巡回展示して啓発すべきだ。
- ・差別のことを知り理解していくことが大事。結婚差別、引っ越しの時の問合せのことなど身近なことは理解できた。
- ・展示物でコピーがぼやけて何の字かわかりません。展示物としてはよくありません。
- ・「戦争展」には人が多数来ているがここには誰も来ていない。差別問題はまだまだ市民に定着していない。
- ・映像が流れていたり、ロビーでシンポジウムをしたり、イベントも見てみたい。
- ・部落問題など人権について考える機会として今後も催してください。
- ・この問題はふつうにかんがえるよりもむずかしい。
- ・飛鳥会事件など部落の負の部分がりあげられているのが率直だ。

がますます高まっていると考えています。したがって、今日から裁判は始まりますが、当法人と当館は、これまで以上に事業と運営を着実に推進し、それによって定款に定められた目的を達成していくことが、果たすべき社会的責任であると考えている所存であります。

●第2回公判

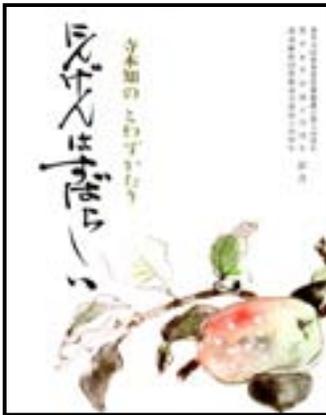
12月25日(金) 10時～

大阪地裁202号法廷(大法廷)

評議員のページ

今こそ、憲法を学ぶとき

寺本 美鶴 (評議員)



「寺本知のとわずかたり にんげんはすばらしい」は、寺本知への聞き取りを本にしたものなので、語りはその

ままに文章にされていておもしろい。

たしかに書かれたとおりのしゃべり口で生前の姿を彷彿とさせられる。この本を読むと、難しい民主主義といった言葉や、平和、人権、愛、心といった単語を、言葉としては知っていても「では実はなに？」といったことが生き方を通して語られている。

少し前まで安保法案で国中が揺れ動いていた時、そして今ももちろん憲法について語られることが多くなりました。終戦の年に生まれた私にとって憲法は、子どもの頃より、大切なもの、すばらしいものといった認識はありま

したが、憲法9条があるから日本は戦争をしないということや、天皇は日本の象徴であるということのみ頭に残っていて、他の条文はあまりというか、ほとんど知らず、又知ろうとしていませんでした。

結婚して男の子が生まれると、憲法を変えられて、この子たちが戦争に行くようになれば大変だとひそかに心配していました。でも、この憲法をどうすれば守っていけるのか、憲法の中身はどのようなことが書かれているのか考えてもみませんでした。

でも、安倍政権になってから怖い法律が次々と成立し、その危機感から2年前、「そうだ。憲法を知らなくては！」と友人と「憲法を読む会」を始めたのです。

憲法という言葉は難しく、なかなか頭に入ってきませんでした。でも憲法は権力から私たちを守るものであることが最初にわかりました。そして憲法の三原則、「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」よりもっと大切な考

え方が憲法には書かれていて、それが「個人の尊重」、ひとりひとりが大切な存在と知って、憲法がいきいきと私の前に現れてきました。

憲法をもっと知りたい、もっと知ってもらいたいと、8月3日に岡町商店街のカフェ・ドランで「明日の自由を守る若手弁護士の会」の小谷成美弁護士を招いて、「憲法カフェ」を開催することができました。コーヒーを飲みながらクイズをしたり、みんなで考えたりリラックスして憲法を学びました。

8月6日の夜、豊中人権まちづくりセンターこども園での「人権のつどい」の後、園長が「子どもたちひとりひとりにあ



りが大切な
のよと
感じて
もらい
たい」
と話さ
れてい

ましたが、絵本「あなたこそ たからもの」(著：伊藤真)は、子どもたちのための憲法の本で、おとなにもお勧めの本です。

子どもたちに自分が大切な存在だと感じて成長してもらうことは、家庭、学校、保育にかかわる人、地域の大きな努力が必要ですが、自分を信じて成長してもらいたいし、人生を歩んでほしい、お国のためにと生かされたり殺されたりしてはたまらない。

「寺本知のとわずかたり」には解放



運動が人間としての生き方を行政や社会に問いかけていったあり様がいきいきと語られています。モノやカネでは人間の精神は満たされない。人間同士のつながり、文化や芸術によって人は心の飢えを満たされることが、人との交流の中で語られています。また、解放会館に対する願いと期待が書かれています。

○解放会館は、みんな（市民）が、やさしくあたたかい心を養う聖堂である。

○解放会館は、みんなの心を豊かに楽しませ、人間を解放する劇場である。

○解放会館は、差別に傷ついた人を癒し、人間としての自覚、自立、自闘の精神を養う道場である。

現実にはいろんな困難があり、実現していくのが難しいと思えることも、理想を掲げて努力することは大切だと思います。憲法は民主主義の教典であり、聖書であり、コーランです。ゆるぎない大切なものとして、これからも日本の憲法でありつづけてほしいと思います。

交流の幅が広い人は明るく健全で、ひとりぼっちは孤独で寂しいといったイメージが強く、僕のような考え方はネガティブで望ましくないとされていると思う。そのため、「自分は変わり者」とか「社交性や協調性のない薄情な人間」などと思わされる場面も多く、そういう自分の性格や考え方について悩むこともあった。

しかし、この本のおかげで「僕は僕のペースで生きれば良いんだ」と、少し気が楽になったというか安心することができた。また、全体をとおして「むやみやたらに付き合いや交流を広げる必要はない」、「群れることやつながることがいつも必ず正しいとは限らない」などといったことについても知る

ことができた。

これからは必要以上に重く考えずに自分のできる範囲で友達や人とのつながりを大事にしていきつつ、同時に自分の生き方も大事にしていければと思う。

この本は決して万人向けする内容ではないが、少なくとも蛭子さんのテレビでは観られない新たな魅力について知ることができると共に「自分らしい生き方や自分にとっての自由とは何か」について考えるきっかけにはなると思う。

友達付き合いや人間関係について悩んでいる人、自分らしい生き方について悩んでいる人がいれば、ぜひ読んでもらいたい。

パネル展「同対審答申から50年、部落問題は今…」をとりくんで

佐佐木 寛治（事務局長）

「同対審答申」から50年、大きな節目に何か具体的な取り組みをしたいと、まずは「連続講座」でとりあげました。それを終えてホッとしていたところに、市役所第2庁舎のロビーが使えると聞き、即、申し込みました。具体的なことは何も決めていなかったのですが、とにかく「パネル展を！」と、すぐに事務局会議で「開催要項」を確認し、両センターの協力も得て、制作作業に突入、1か月で仕上げました。8月11日～20日まで行った「パネル展」は、「同対審答申」とそれにまつわる事柄を知ってもらうこと、部落問



題の今をアピールすることが大きな目的としてありました。同時に、協会単独でこうした形で「外」に打って出るのは初めてであり、協会の存在を知ってもらうといった大切な意味もありました。

書評

ひとりぼっちを笑うな

著者：蛭子能収 発行：角川書店

重本 洋輔（事務局）

漫画家でタレントの蛭子能収さんについては多くの方がご存じだと思う。最近、旅番組などをとおして、いつもマイペースで自由奔放に振舞う独特のキャラクターが支持されており、再び人気を集めているようだ。自由奔放すぎてたびたび空気の読めない発言や行動をしてしまうことも多く、良い意味では自然体、悪い意味では無神経な人でもあるが、個人的にはどこか憎めない人である。

今回紹介する『ひとりぼっちを笑うな』は、そんな蛭子さん自身の生き方や考え方について書いたものだが、失礼ながら思っていた以上に真面目な本というか、自身の仕事や人間関係にまつわるエピソードだけでなく、いじめや差別、ヘイトスピーチや裁判員制度、戦争や憲法改正に対する自身の考えについても蛭子さんらしい表現でしっかりと書かれており、いくつかツッコミどころはあるものの、これまでテレビで観てきた蛭子さんにはない説得力が感じられた。また、内容の全てとは言わないが、予想に反して多くの部分に共感させられ、時には勇気づけられてしまった。

蛭子さんはひとりぼっちで行動するのがとにかく大好きである。理由は他人と一緒にだと遠慮したり気をつかったりして自由に発言したり行動できない

が、1人だと何でも自分の自由に行動できるからだそうだ。

逆に「友達をたくさんつくろう」とか「交流やつなが

りを広げていこう」といった一般的な風潮に対して否定的であり、友達付き合いに関しては「時に友達は自分の自由を奪う存在にもなる」、「別に友達なんていらんないじゃないか」とまで言っている。

友達はいらんとはさすがに思わないが、実は僕も蛭子さんと似たようなところがあって、1人で行動してもそれなりに楽しめたりするし、買い物や観光名所巡りなんかは友達と複数で行くよりも1人の方が満喫できると思っている。だから、今の友達を大事にしていきたいという気持ちはあるものの、適度に1人で過ごしたいというか、どんなときでも友達とつながっていたいとまでは思わない。また、積極的に友達を増やしたり、交流の幅を広げていきたいとも思わない。

ただ、一般的には友達が多かったり



被爆ピアノコンサート

谷村 政廣（監 事）

戦後 70 年を迎えて、広島から丹波に、被爆ピアノがやってきました。

1945 年 8 月、広島と長崎に原爆が投下され、終結した第二次世界大戦から 70 年を迎え、何時しかどこかで出会いたいと待ち望んでいた被爆ピアノに、丹波で出会うことができました。広島の「あの日」、爆心地からわずか 1.8 キロで被爆したピアノは、無数のガラスの破片の跡から、その一瞬があまりにも凄惨で残酷で恐ろしいものだったことを物語っていました。ピアノは、1932 年ヤマハ製のアップライトピアノで、2005 年まで世間の厳しい風潮により音を出せず眠っていましたが、持ち主のミサコさん（当時 17 歳）は、8 月 6 日、工場で働いていて難を逃れましたが、ピアノは原爆により、ガラスの破片が突き刺りながら生き残っていました。

この「ピアノにも寿命があるのなら、音を取り戻してあげたい」と 調律師 矢川光則さん（矢川ピアノ工房）に相談、矢川さんは、「被爆ピアノの使命」を感じ、被爆当時のオリジナルの音色が出る様に苦労され調律されました。

ピアノの外観を観れば、生々しい傷跡がありますが、音色・音の幅は、目を閉じて耳をすませれば、現在のピアノと遜色ない良い音色でした。

ピアニスト森須奏絵さん、ソプラノ歌手大島久美子さんの応援により素晴らしい「人権文化をすすめる市民運動」に平和へのメッセージを届けて頂きました。「ミサコとピアノ」の朗読では、被爆と高熱（3000 度）で亡くなられた 14 万人の思いがひしひしと伝わりました。

[原爆を許すまじ]

ふるさとの街やかれ
身よりの骨うめし焼土に
今は白い花咲く
ああ許すまじ原爆を三度許すまじ
原爆を われらの街に

ふるさとの空重く
黒い雲今日も大地おおい
今は空に陽もささず
ああ許すまじ原爆を 三度許すまじ
原爆を われらの空に

[死んだ男の残したものは]

死んだ男の残したものは
ひとりの妻とひとりの子ども
他には何も残さなかった
墓石ひとつ残さなかった

死んだ女の残したものは
しおれた花とひとりの子ども
他には何も残さなかった
着もの一枚残さなかった

「アオギリのうた」「涙そうそう」等のピアノと歌により平和へのメッセージを届けて頂きました。

ピアノソロでは、ピアノの詩人ショパン作曲の「ノクターン遺作」が会場いっぱいに響きわたり心にしみとおりました。矢川さんは、古いピアノを再生し、発展途上国や福祉施設に寄付する奉仕活動をされる一方、4 tトラックで被爆ピアノを積み、全国を回り、世界共通言語の音楽を通じて、様々な人に平和について考えてもらう取組を展開されています。拍手を送るとともに頭の下がる思いです。

私もこのコンサートの後、振返ると、これまで2回も広島を訪れ現地研修もしましたが、まだまだ内容が未熟であることに気づきました。

被爆の翌年、一本のアオギリの木が芽を吹き、いま原爆資料館前で茂っているとのこと。苗木も手に入ることが分かりました。

みんなが笑顔で安心して暮らせる平

和の原点が広島にあることを知り、もう一度余裕を持ち広島に出向く決意を固めました。

このような地道な草根運動で活躍されている人かいるなかで、展望なき原発回帰、核のごみの処理方法も確立されず、核燃料を再処理した後の高レベル放射性廃棄物は溜まり続ける状態で、政府は原発を他国に売り込む…、原爆を許すまじの作詞にもある三度許すまじ原爆を…取り消すような理解に苦しむ安保法案の成立により、平和で生きる権利が傷つけられました。

戦後70年「戦争をしない国」が「戦争ができる国」に変わりました。今の政府は正常な判断ができない、本当にこのようなコンサートを聴きながら真の日本の未来の展望を望むのは私一人だけではなからう。

今後、市民運動を如何に展開するか？知恵を出し合う重大な局面が訪れているのでは…。

報告・世界人権宣言豊中連絡会議 2015 年度記念講演

「九月、東京の路上で」(後編)

【前編の内容】1923年9月、マグニチュード7.9の巨大な揺れが関東広域を襲った。強風による凄まじい火災によって10万5千人が亡くなり、なかなか消えない火に苛立ちを感じた市民のなかに「放火じゃないか」「朝鮮人がやったんだ」と流言が広がりだした。東京市だけで1000を越える自警団が結成され、次々と朝鮮人が殺されていった。当初、流言を否定していた警察も物々しい空気に流言を信じ、戒厳令を敷くと、朝鮮人に対する虐殺はさらにエスカレートしていった。被災地でもなんでもない熊谷市では最低でも40人という人が殺された。9月5日ようやく政府は流言を否定し、虐殺は静まった。しかし、一般の被災者の遺骨と虐殺された遺骨をごちゃまぜにして処分する指示を出した文書が見つかるなど、政府は虐殺の真相をうやむやにしたのだった。【文責：森山輝子】

選手らの活躍も、大変話題になりました。

さらに今年は、これに引き続き「U-18 ベースボールワールドカップ」が日本で開催され、甲子園を沸かせた各校の選手たちが、日本代表一丸となって準優勝を勝ち取りました。なお、本大会では、豊中ローズ球場もグループB予選の会場になりました。

このように、高校野球が今日のような盛況に至るきっかけをつくったのが、豊中市であることは一市民としても喜ばしい限りです。

ところで話は変わりますが、大分県の代表校が、毎年春夏とも豊中市内のホテルを定宿にしているのをご存じでしょうか。ちなみに、今夏の同県代表は明豊高校でした。しかし、残念ながら準優勝した仙台育英高校に、1回戦において12-1の大差で涙を吞みました。けれども同校は本来、2009年の夏の大会ではベスト8まで進出した強豪校です。そしてその立役者となったのは、今宮健太選手でした。

彼は身長171cmと小柄ながら、遊撃手と投手を兼ねて、投げては時速150キロ以上の剛速球で注目を集めました。現在は、今年のパ・リーグ覇者である福岡ソフトバンクホークスで、走・攻・守三拍子そろった正遊撃手として活躍しています。なお、同校の校歌は、フォーク歌手の南こうせつさんが作曲していることも、知る人ぞ知る高校野球のトリビアです。

今回代表となった大阪借星高校をはじめ、強豪揃いの大阪府代表を応援するのはもちろんですが、「袖振り合うも多生の縁」ということで、今後とも大分県代表の活躍を期して応援していきたいと思います。

ぜひ皆様も、地元大阪府代表や、それぞれの故郷の代表などと併せて、大分県代表もともに応援していただけましたら幸いです。

1) 豊中市ホームページ「高校野球発祥の地」

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/shoukai/gaiyou/baseball.html>

《続報について》

前々号にて当コラムでご紹介した、毎年大阪で開催される大相撲三月場所の際に、豊中市内に宿所を構える荒汐部屋に所属する、史上初の中国人幕内力士 蒼国来 栄吉関そうこくらい えいきちに関する続報です。

この間に、取組中の怪我による休場などもあって一旦十両へと陥落したものの、持ち前のがんばりで、今回の秋場所では西前頭14枚目まで番付を盛り返しました。そして、千秋楽までもつれたものの、8勝7敗でようやく勝ち越すことができました。これで来場所は、さらに上位へと進出できるでしょう。これからも、がんばれ！負けるな！！蒼国来関！！！！

様々な人が様々な努力をした結果、答申が誕生したのです。そのことについても、この機会に知っておいていただければと思います。

例えば、戦前から部落改善運動や融和運動という分野で活躍してきた山本政夫さんという人物がいます。この人は広島部落の出身の方で、部落解放同盟とは違う路線で運動を続け、後に

全日本同和会を組織した人でもあります。この人は一貫して、国の責任で部落問題を解決していく必要性について訴えてきました。このような人達も、答申をつくる際に審議会の委員として参加していました。この山本さんのような人達の協力もあって、同対審答申はつくられていったのです。(続く)

高校野球と豊中市との

楽遊ガイド

「深い縁」

毎度まいどの出だいで誠に恐縮ですが、無芸大食で無趣味な私ではございますけれども、高校野球を見るのが大好きで、休日ともなればはじめから終わりまでテレビで観戦しています。

ところで「高校野球」といえば、今やその聖地として甲子園球場が思い起されますが、実はその発祥の地は豊中市内にあるのです。

全国高等学校野球選手権大会（夏の



開設当時の豊中グラウンド（『広報とよなか7月号』より）

玉置 好徳（理事）
全国高校野球大会）の前身である、全国中等学校優勝野球大会の栄えある第1回大会は、大正4（1915）年に、現在の玉井町3丁目にあった豊中グラウンドにおいて開催されました。現在当地では、高校野球100周年などを記念して、高校野球メモリアルパークの再整備事業が進められています¹⁾。

さて、今夏の第97回大会では、神奈川県代表の東海大学付属相模高校が、宮城県代表の仙台育英高校との決勝戦を制して優勝しました。また、敗れはしたものの、西東京代表の早稲田実業高校の清宮幸太郎選手や、東東京代表の関東第一高校のオコエ瑠偉

差別の論理

1923年は1910年の韓国併合から13年後です。韓国併合によって日本人は朝鮮人を非常に見下す、蔑視するようになりました。こちらは上なんだという認識をもつようになった。

もう一つあったのが、1919年の3.1独立運動です。しかしこれに対して憲兵や警察が弾圧でもって抑える。そしてこれに反発するデモ隊が日本の警察の建物に火をつけるといった衝突が起きるわけです。この3.1運動というのは当時の日本のメディアはものすごく歪んだ形で伝えていたんです。例えば、デモ隊に対して憲兵が発砲するわけです。すると当然死傷者が出るわけです。日本のメディアはこれをデモ隊が解散しなかったのでやむを得ず発砲した、その結果、死傷者十何名が出た、というふうにサラッと報じるんです。

ところがデモ隊の反撃にあった憲兵が、殺されるようなことがあると、無残な殺され方をして恐ろしいことであると。「もはや尋常な心構えで彼らに向かうことはできない」、「彼らは日本人を憎んでいるんだ」、「あらゆる悪徳の限りを日本人に尽くしているんだ」とそういう表現で煽るんです。

その結果、日本の本土にいる人たちは、朝鮮人は日本人とみればすべて憎んで殺してくるんだというような認識を持ってしまうわけです。実際には3.1運動のときに少なく見積もっても数千の朝鮮人が殺されたのに対して、衝突のなかで死んだ日本人というのは、鎮圧に当たった憲兵や警察で数十人です。



とにかく「不逞鮮人」が暴れている、「不逞鮮人」は何かするかもしれないといったキャンペーン記事をやります。

当時の新聞というのは、今の全国紙みたいな客観報道ではないんです。今でいう週刊誌のような感じに近い。こういった記事をずっと見せられているなかで、「不逞鮮人」という言葉が定着していくんです。そして朝鮮人は恐ろしいというイメージができていく。そこに関東大震災がおきたわけです。そこで流言が流れる。そうするとこれはさもありません。新聞でいつも読んでいた朝鮮人は恐ろしい奴らだから、そういうことをするっていうのは俺は新聞で知っていたよと。この結果、人々が自警団になって朝鮮人を捕まえていくようになります。

治安の論理

レベッカ・ソルニットという人が「エリート・パニック」という表現を使っています。災害に際して被災者は自ら協働して救援をしていくものなのに、その力を信じる代わりに、行政がとに

かく自分たちの管理が行き届いているのを早く実現しなきゃいけないと発想をする。その結果、空き巣とか略奪とかの噂に過敏に反応して騒ぎ立てる。そういうことを災害時には行政当局はやりがちである、そういうことを「エリート・パニック」という表現で言っているわけですが、警視庁幹部の正力松太郎や内務省警保局が陥ったのがまさにこの「エリート・パニック」だったと思うんです。

当時の権力者の手記なんかをみますと、地震が起きたときにまさきに恐れたのは、米騒動の再来なんです。

地震が起きる、避難民が公園に集まる、食べ物が少ない、その後暴動を起こすんじゃないか。被災者をどういう風に救援するかということよりも、まず暴動を心配して、皇居の安全を気にかけるわけです。要するに、治安秩序というものをどう回復するかということに関心があって、治安秩序を乱すのは誰かとなったときに、権力者たちからみると、社会主義者だったり、独立運動をする朝鮮人だったりするんじゃないかというようなそういう素地が治安行政の側にあるわけです。

そこに流言が流れてくると、庶民以上に行政当局は動揺するわけです。その結果、流言をどんどん拡散してしまう。すごく象徴的だと思ったのは、結局流言を広めるのに、行政が荷担したんじゃないかという批判が当時もあったわけですが、世の中が落ち着いた以降にそれを国会で追及されたりもしてる

んです。そのときに後藤新平内務大臣が言ったのは、「あれは結果的には流言であったけれども、しかし当時は、そういうこともあるかもしれないと考えてひろめたものであって、悪意でひろめたものではないから、あれは当時はあれで良かった」というような趣旨のことを言っています。

あるいは、熊谷事件の埼玉県の行政責任も問われたわけですが、神奈川県の内務部長は、あれはあの当時必要だと思ってやったんだと居直っています。

つまり、流言が全部間違いだったことをわかったうえで念のためにやったんだからいいじゃないかと言ってるんです。彼らがいう治安、安全というものの中に、殺された朝鮮人はもともとカウントされてなかったんだなということが分かります。「何もしていない朝鮮人がたくさん殺されたかもしれないけど、よかったじゃないか、結果的に治安が保たれて」といつているわけです。彼らは。

これが行政が考える治安の論理。これは決して1923年の日本だけのことではないんです。2005年にまったく同じことがアメリカ、ニューオーリンズを襲ったハリケーン・カトリーナの際に繰り返されていました。

こういったことは今でも起きるということです。2005年のアメリカで起きるということは、90年前の関東大震災の朝鮮人虐殺というのは特殊な事件ではなかったということなんです。

とが理解されるであろう。いかなる同和対策も、以上のような問題の認識に立脚しないかぎり、同和問題の根本的解決を実現することはもちろん、個々の行政施策の部分的効果を十分にあげることをも期待しがたいであろう」といったことが書かれています。

第二部 同和対策の経過

第二部の「同和対策の経過」では、「解放令」が出された意義や、融和運動や水平運動の歴史、そして戦後から同対審答申が出されるまでの同和対策の歴史と状況について述べられていて、「政府が同和問題の重要性を認識するにいたった契機は、米騒動と水平社運動の勃興であった。また、明治時代から現代に至るまで一貫して、政府の同和対策は多分に切実な要求と深刻な苦悩に根ざす同和地区住民の大衆的な運動に刺激され、それに対応するための融和の手段として行われた場合が多かった」としました。

そして、「従来、政府によって行われた同和対策としての具体的な行政施策は、応急的であって、長期の目標に基づく計画性と複雑多岐な側面を持つ同和問題に即応する総合性とに欠けていたことは否定できない」と、振り返りました。

過去の同和対策への批判

また、1965年当時の同和対策の現状については、「現段階においても、同和対策は一般行政に比し複雑困難な

問題として扱われているかの感があるが、その正しい位置づけがなされていないと差別的な特殊行政となるおそれがある」と批判しました。

そして最後に、「同和問題の根本的解決を目標とする行政の方向としては、地区住民の自発的意志に基づく自主的運動と緊密な調和を保ち、地区の特殊性に即応した総合的な計画性をもった諸施策を積極的に実施しなければならない」と、これまでの同和対策について総括したのです。



山本政夫という人物

同対審答申の内容について、今日はそのすべてを紹介することはできませんが、実際に同対審答申の内容をじっくり読んでいきますと、答申は非常に面白いものであると同時に、重要なものということが書かれていることがわかると思います。

また、部落解放運動の働きかけによって同対審答申の内容がこのように充実した内容になったことは間違いありませんが、決して運動団体だけの力でなく、地方自治体の関係者も含めて、



にして重大な社会問題である」として
います。

また、「同和地区の住民は異人種でも異民族でもなく（中略）、同和地区は、中世末期ないしは近世初期において、封建社会の政治的、経済的、社会的諸条件に規制せられ、一定地域に定着して居住することにより形成された集落である」と、歴史について述べています。

部落差別を支える根拠とは

部落差別を今なお残している根拠については、「わが国の社会は、一面では近代的な市民社会の性格をもっているが、他面では、前近代的な身分社会の性格をもっている。今日なお古い伝統的な共同体関係が生き残っており、人々は個人として完全に独立しておらず、伝統や慣習に束縛されて、自由な意志で行動することを妨げられている」。そして、「このようなわが国の社会、経済、文化体制こそ、同和問題を存続させ、部落差別を支えている歴史的社会的根拠である」としました。

したがって、部落差別はいつまでもなくなれないといった考え方を批判して、「同和問題もまた、すべての社会

事象がそうであるように、人間社会の歴史的発展の一定の段階において発生し、成長し、消滅する歴史的現象にほかならない。したがって、いかなる時代がこようと、どのように社会が変化しよう、同和問題が解決することは永久にありえないと考えるのは妥当でない」とし、逆に「寝た子をおこすな式の考えで、同和問題はそのまま放置しておけば社会進化にともないいつとはなく解消すると主張することにも同意できない」とも指摘しました。

また部落差別には心理的差別と実態的差別とがあり、この二つの側面は「相互に因果関係を保ち相互に作用しあっている。すなわち、心理的差別が原因となって実態的差別をつくり、反面では実態的差別が原因となって心理的差別を助長するという具合である。そして、この相関関係が差別を再生産する悪循環をくりかえすわけである」とも述べています。

部落問題解決のカギは何か

そして部落問題解決のカギとして、「同和地区住民に就職と教育の機会均等を完全に保障し、同和地区に滞留する停滞的過剰人口を近代的な主要産業の生産過程に導入することにより生活の安定と地位の向上をはかることが、同和問題解決の中心的課題である」としました。

そして第一部の最後に、「以上の説明によって、部落差別は単なる観念の亡霊ではなく現実の社会に実在するこ

軍事の論理

もう一つの問題として、なんで普通の人々が簡単に丸腰の人を殺せるのかということがあります。当時の家には武器があったということがありません。もう一つは戦争帰りのお父さん、お兄さんがざらにいたわけです。

1918年から1922年まで日本はシベリア出兵をやっています。このシベリア出兵というのは日本が4年間に渡って経験した本格的な対ゲリラ戦でした。コサックを中心に建てた日本の傀儡政権は、非常に乱暴で住民たちに対しても反発をどんどん作ってしまうんです。そのうちに木こりや猟師など、住民のなかからゲリラが生まれる。

日本軍が移動すると森のなかから撃ってくるわけです。こういうゲリラを根絶するには、結局生活拠点を破壊するしかない。

その結果、各地で村が焼かれるんです。まず村の外から大砲を撃ち込んで、それから日本軍がやってきて、農家に火をつけて男達を集めて銃殺してしまう。そういう戦争をやるんです。

ますます住民は日本軍を憎むので、ますますゲリラ戦はひどくなる。そういうゲリラ戦を日本軍はやっていました。突き詰めていうと、日本軍として動員されていた、そこらへんのお父さんやお兄さんたちが、村を焼いたり、全く丸腰の人を殺したり、捕虜を殺したりというような戦争をしたということなんです。

丸腰の住民にむけて銃を向けたこと

がある、あるいは殺した経験があるという人々がいたわけです。

軍事の論理でもう一つあるのは、軍隊そのものによる虐殺なんです。9月2日に戒厳令が敷かれて、東京に軍隊が配備されるわけですけど、当初、軍も朝鮮人暴動というのを実際に起きていると認識するんです。

そして各地で朝鮮人を虐殺してまわるんです。「戒厳司令部詳報」という震災総括の文章があるんですけど、これを読むと、朝鮮人と誤解した日本人や中国人も含めて287人の民間人を殺したことが軍自身の記録のなかに残っています。

これは戒厳令下の必要な武力行使であるので、犯罪ではないということになっているので、軍事裁判にすら、かけられていないんですけども、軍自らが相当殺しています。しかもいろんな証言からうかがえるのは、相当手際よい殺し方をしているんです。

針金で後ろ手に縛って、まとめて銃殺するとか。こういう殺し方が、なんで東京のど真ん中でできたのか。それを考えるとシベリアや満州でやっていた戦闘の仕方を東京に持ち込んだのだろうとしか思えないんです。

三国人発言の恐ろしさ

差別の論理、治安の論理、軍事の論理、この3つから関東大震災の虐殺というのはあれほどの惨事になったと言えると思うんです。三国人発言から関東大震災の探究が始まったんですけど、

ここでようやく僕は三国人発言の危険性を理解しました。

もう一度、三国人発言というものを確認しておきますと、不法入国した外国人が凶悪な犯罪を起こしている。実際には外国人の犯罪率が日本人より高いという事実はないので、これは完全に流言なんです。そして、大災害時には大きな騒擾事件を起こすと。これは後に彼は記者会見で必ず起こすとまで言っています。災害時にはマイノリティが悪さをするという「治安の論理」です。そして、警察力では対応できないので、自衛隊で治安出動してほしいというこれは「軍事の論理」です。要するに行政がやっちゃいけないことを全部石原さんは言っていたわけです。

あれから15年も経っている。石原慎太郎も都知事を辞めた。ですからそんなに心配することはないのかといったら全然そうではないんです。三国人発言のあと、調べれば調べるほど、これは大変なことだと思って、関東大震災と三国人発言の関係について、2000年のときとにかく友人に自分が発見したこと、見えてきたことを言ってみてたんです。だけど、そのときには友人たちは誰もピンとこなかったんです。

ところが僕の本が出たあとに、ネットなんかを見てますと非常に切迫した反応が多いんです。どういうことなんだろうと思っていたら、こういったツイートがありました。

「これは90年前のことじゃない。今のことだ」って言ってたんです。2000



年のときにはいくら説明してもピンとこなかったことが、今は関東大震災の虐殺を引き起こしたその下地というのがまた準備されているという危機感を自然に持たなくていけないということまで事態が悪化していることを物語っているなと思ったんです。

いうまでもなく「在特会」です。朝鮮人を殺せといいながら街をデモしている。街中に朝鮮人を殺せという群衆が現れるのはおそらく1923年以来なんです。

日本社会のレイシズム

大きな地震が起きたときにまた何千人の人が殺される虐殺が起きるといような、関東大震災の文字通りの再現が起きるとまでは思っていません。だけでも二つの意味から全く恐ろしいと思っています。ひとつは災害時のマイノリティを敵視する流言というのはこれは絶対に流れるんです。

しかし、今の情勢のなかで、行政当局者たちや政治家たちがそういった非常時に流言を打ち消して、マイノリティの安全を守る側に立ってくれるかっていうと非常に怖い気がします。

責任で部落差別をなくしていこうという世論が、全国各地で広まっていきました。そして1958年からの国としての施策を求める運動へとつながっていき、1965年の同対審答申に結実するわけです。

同対審答申は多くの人びとの願い

同対審答申ができたのは、部落解放運動の成果であることは間違いないと思います。しかし、部落解放同盟が運動しなければ、国の施策が一步も進まなかったのかと言えば、決してそうではないと思います。

戦後も差別事件が各地で起こっていたわけで、地方自治体に向けて部落から環境改善や産業振興、それから啓発や教育といった、様々な要求が突きつけられていきました。しかし、各自治体には部落問題を本格的に取り組んでいくだけの財政的な余裕がありませんでした。そこで地方自治体などからは、国が本気で部落問題と向き合ってもらわないと困るという要求が、次第に強くなっていきました。

今はなくなりましたが、かつて「全日本同和対策協議会」（全同対）という、行政を中心とした組織がありました。この全同対からは、積極的な部落問題の解決を国に対して求める声が強くなっていきました。さらに部落解放同盟とは考え方を異にする人達が組織した「全日本同和会」という団体なども、独自に国に対して働きかけていました。

なにより当時の政権与党であった自由民主党の中から、部落問題に対して関心のある議員などが出てきたこと、そういう人達が動き出したことも答申の誕生につながったのです。

したがって、同対審答申は部落解放運動の成果であることは間違いありませんが、決して解放運動だけの力で出来たものではありません。そうではなく、解放運動も含めたいろんな力と、いろいろな関係者の力が合わさって誕生したのです。

同対審答申の構成

同対審答申は、「前文」から始まり、第一部から第三部、そして「結語」という構成で書かれています。同和対策をどのように進めていくかが書かれているのは第三部ですが、その前段として、第一部「同和問題の認識」では部落問題をどう考えるのかといった基本的認識について書かれ、第二部「同和対策の経過」では、答申が出されるまでの国の施策や部落解放運動の歴史について書かれています。

第一部 同和問題の認識

最も重要なのは第一部の「同和問題の認識」です。内容を少し紹介しますと、まず部落問題とは何かというと、「現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻



もに一切の華族制度が廃止されたのです。

これは連合国軍によって押しつけられたものではなく、国会の議論のなかで自ら盛り込んだものです。現在、敗戦から70年、憲法施行からも70年近く経っていますが、もし当初の案のように一代限りにしても華族制度が認められていたなら、今日でもいまだに日本社会に華族という身分の人が存在し続けたかもしれません。つまり今でも、人間はみな平等だという理念に反する社会になっていたかもしれないわけです。

実はこの制度の廃止を求める動きについては、部落解放運動が大きく関わっています。戦後、部落解放運動は部落解放全国委員会として再建されましたが、そのときの綱領や決議を見ていきますと、華族制度を一切廃止せよという要求が出てきます。こういったことについてもこの機会に知っていただければと思います。

このように、差別は許されないものといった認識は、すぐにはなかなか社会一般に広がるまでいきませんが、同対審答申が出される以前

からそうした認識自体はあったのです。

国の責任という認識

部落問題の解決は国の責任だといった考え方も戦前からあり、一部の人から主張されてきました。「同愛会」という、部落外の知識人や国会議員を中心に結成された融和団体もその一つです。その中心となったのが、後に競馬の「有馬記念」として名を遺した有馬ありま頼寧よりちかという人物です。この人は華族で貴族院議員だったわけですが、自らが中心となって、国の力で部落差別をなくしていこうと動き始めたのです。

また、1947年に日本国憲法が施行された直後には、日本を占領していた連合国軍の総司令部（GHQ）が部落差別の存在を知り、差別があるのであれば、それは法的のみならず、慣習的平等も保障する処置をとらなければいけない、という見解を示しました。明確に国の責務であると言っているわけではありませんが、形式的な平等だけではなく、実質的に平等な社会を実現するべきであり、そのためには国が何らかの処置をとるべきであるという見解を示していたわけですが、このことはあまり知られていません。

その後もしくは、国によって同和对策予算が計上されることはありませんでした。しかし、和歌山県では西川県会議員による差別事件が起こり、京都府では有名なオールロマンス事件が起こり、あるいは大阪府では同和事業促進協議会が発足するなど、行政の

流言を否定できる力が、日本社会から前よりも相対的に減ってきているのではないかと。

もう一つは、地震や災害とは別に、政治的な意味でこれだけレイシズムが広がってきて、韓国人というのとはか、韓国はこういう国であるという認知が歪んでいると大きな政治的な判断、一歩間違えれば戦争に繋がってしまうというような決定的な政治判断のとき

に日本政府や日本社会がレイシズムによって判断をあやまるんじゃないか。そういう危惧があります。そういったいろんな意味で関東大震災の出来事は1923年と今とは92年離れていますけれども、そこから取り出される本質というのは、まったく今も続いているということを見ておくべきですし、非常にそういう意味ではまずい状況になってきていると言っておきたいと思います。

たび日記

理事のページ

～ドイツ・トリア市を訪ねて～

9月上旬にドイツの西に位置するトリア市にFCTメディア・リテラシー研究所の活動を共にしている友人（新開清子さん）と旅行をした。受け入れてくださったのは、同じくFCTの活動に20年以上参加しているトリア大学日本学研究科教授ヒラリア・ゴスマンさんである。ゴスマンさんは、文学研究、メディア研究と日本の社会問題、マイノリティ問題を交差させて研究している（今回は出会えなかったが、教え子には、島崎藤村と住井すゑの研究で博士号を取りトリア大学で教えている女性研究者もいるという）。

彼女は、2011年3月11日、ドイツから日本に着陸するまさにその日に東日本大震災に遭遇した。FCTが東日本大震災報道を分析する際にも多くのアドバイスをいただいたが、その年以降、大学のゼミでは3.11をテーマに生ま

西村 寿子（理事）



ポルタニグラ

れた映像や文学を分析対象にして学生と学んでいる。

今回、ちょうど機関誌執筆のタイミングと重なったので、旅行中の出会いを通して考えたことを「たび日記」として記録にとどめておきたい。

トリア市は、人口10万人。ドイツで最も古い街で、古代ローマの遺跡やキリスト教教会が至るところで見られる。紀元前180年に築かれた城門の一

部であるポルタニグラは、いまも街の入り口に位置している。ルクセンブルグやフランスからも近く、大聖堂を中心に放射線状に広がる街の中心は、多くの観光客や買い物客で賑わっている。2度にわたる大戦で大きな被害を受けるが、1970年代にはトリア大学も再建された。

9月7日(月)

羽田空港を12時20分に出発して12時間ほどでミュンヘン空港へ。ミュンヘンからルクセンブルグ行きに乗り換えて、夜9時前にルクセンブルグに到着する。トリアへは、ルクセンブルグから国境を越えて車で30分ほどである。ルクセンブルグ空港にはゴスマン夫妻が出迎えてくれてホッとす。渋滞もなく30分ほどで予約してくれたホテルにチェックインする。

難民受け入れを支持する市民

9月8日(火)

宿泊したホテルはポルタニグラのすぐそばにあり、とても便利な場所にある。ホテルの朝食が素晴らしい。新鮮なジュース(スパークリングワインを垂らすと美味しいとゴスマン夫妻に教わる。実際、朝食会場に置いてある!)、チーズ、ハム、卵料理、ソーセージ、ヨーグルト、果物。シリアルなど本当に豊富な食事で、毎朝飽きることがなかった。

わたしたちの出発前、ニュースではシリアなどから戦争を逃れてヨーロッパめざして難民が殺到していること

が伝えられていた。ホテルでテレビをつけるとちょうど、難民受け入れのニュースを放送している。ベルリン、フランクフルトなどで夜中に到着する難民を大勢の市民が「Welcome ♥」と書いたプラカードを持って歓迎している様子を見て、日本では想像もできない光景に心底驚いた。

あとでゴスマンさんに聞くと、ナチスドイツが人種や政治的理由で大量虐殺を行った過去を反省し基本法(憲法)で「政治的迫害を受けたものは庇護を受ける」と難民受け入れを明記しているとのことである。ゴスマン夫妻は、ドイツは経済的に力があるのだから難民を受け入れて当然と言う。

難民支援は、教会、政治的グループ、市民グループなど多くの市民が参加しており、一方でジャーナリストに難民出身の人々が多く、彼らの果たしている役割も大きいとのことである。ドイツ語は理解できないが、その後、滞在中に公共放送を見ると、医師である難民が真剣にドイツ語を学んでいる映像、市民が難民とともに活動する映像など彼らをドイツ社会に受け入れようとする意欲を感じさせる映像が連日、放送されていた。

受け入れに反対するネオナチ政党も少数派ながら存在するが、受け入れ反対のデモを行おうとしても法律がネオナチの主張を表現することを禁止しているため、警官隊が出動してぶつかっているニュースも報道されていた。

ドイツ政府は人口の1パーセントにあたる80万人の難民受け入れを決めた

り、部落問題の解決は国の責務であり同時に国民的課題である、ということです。

しかし、部落差別はあってはならないものと指摘したのは、この同対審答申が初めてではありません。

1871年に出されたいわゆる「解放令」は、必ずしもはっきりと差別はあってはならないと言ったわけではありませんが、それまで江戸時代にあった法律上あるいは制度上の身分差別をはっきりと否定しました。

もちろん、だからといって実際の社会生活のなかでの差別がなくなったわけではありません。そこで1922年に部落差別をなくすための、部落民自身の組織として、全国水平社が創立されました。その時に採択された水平社宣言は、部落差別を許さないことを最初にうたったもので、現在の部落解放運動の大きなきっかけになったものです。

日本国憲法の第14条

1947年に日本国憲法が施行されたことも、重要です。憲法の第14条では、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」とあります。この「社会的身分」という言葉の中に部落民であること、あるいは部落民であったことをもって差別されない、という意味が含まれていると考えられています。

憲法第14条といえばこの第1項が

注目されがちですが、第2項の「華族その他の貴族の制度は、これを認めな



い」も大切だと思います。

実は明治以降も、身分制度そのものが完全になくなったわけではなく、華族や士族という身分はその後も存在し続けていました。そして新しい憲法を制定する際に、この華族制度をどうするかが大問題となりました。今の日本国憲法の原案は、戦後に日本を占領していた連合国軍によって作られましたが、当初の憲法草案では、華族はその一代に限り認めるという内容でした。つまり、戦前から続いている華族であれば、その当人に限り華族としての特権を認める、というのが最初の連合国軍の案であり、日本政府も当初は同じ意見でした。

華族制度の廃止

しかし、新しく制定される憲法をどういう内容にするかを国会で議論するなかで、これから民主的な国を目指していくなら華族制度を廃止しようといった意見が出て、新憲法の施行とと

ろいろ悩んだりすることもあり、夏休みを利用して、青年の交流会を持ちました。就職したけれど、辞めようと思っていると近況報告する子や、高校卒業を目前にして就職活動中の高校生も進路を悩んでいる様子がありました。

社会人になり数年がたっている青年が、「自分はやりたい仕事があったけど、やりたい仕事がある子はやった方がいいと思う」とか、「就職の時には保険や年金など社会保障があるところがいいよ」などの意見を出してくれたり、大学入試も控えている子が心境を伝えてくれたり、みんなが一言ずつ、近況報告や悩んでいること、今思うことなどを伝えてもらいました。

参加していた一人の高校生は家に帰って両親に「〇〇くんの話がすごく良くて、大事なことやと思った」と感想を伝えていたそうです。

今は、高校生や青年の日常活動はあ

りませんが、テスト前にはみんなで学習したりする姿もあります。そのようななかかわりの中で、ある中学生は、進路に前向きになれずに、「どうせ勉強できないから」と投げやりになっている子に、高校生が「私も去年はそう思っていたけど、少しずつでも勉強して行って、希望する学校に入学できたから、大丈夫」と声をかけてくれる場面がありました。その声掛けを聞いた中学生は、夏休みの宿題は半分出来たらいいと言っていました。最後まで全部仕上げる事が出来て、少しずつ前向きに進路を考えるようになってきています。

これからも、センターがみんなにとって、「しんどい」が言える場であって、「また、明日から頑張ろう」と元気がもらえる場であってほしいと思います。

報告・2015 連続講座「部落問題を照射する」

第2講「同対審答申を21世紀に読み直す」(前編)

1965年に「内閣同和对策審議会答申」が出されてから、今年で50年目になります。2015連続講座の第2講では、全国部落史研究会運営委員の渡辺俊雄さんにお越しいただき、「答申」が出されるまでの経過や出来事、「答申」の内容と歴史的意義、部落解放運動にとっての成果や課題についてお話いただきました。また、お話を聞くだけでなく、「答申」の主要な部分を参加者と読み合ったり、意見や感想を出し合うなど、「答申」の中身について触れる機会にもなりました。前編・後編にわけてご報告します【文責：重本洋輔】

「解放令」と「水平社宣言」

1965年に国の同和对策審議会がまとめた答申(いわゆる同対審答申)に

は、部落問題についての基本的な認識が書かれています。基本的な認識とは、部落差別はあってはならないものであ

が、政策を支持する分厚い市民層が存在することを実感した出来事であった。

この日は、ホテルにロナルド・サラディンさんが迎えに来てくれる。彼は、ゴスマンさんのもとで博士号を取ったばかりの若い研究者で、日本の男性向け雑誌の研究をしており、「草食系男子」をキーワードにしつつ日本における男性役割の変容を明らかにする研究を行っている。日本にも留学しており、その際にはFCTの研修セミナーにも参加してくれたので再会を喜ぶ。

彼の車で丘の上にあるトリア大学へ。さっそく日本学研究科のゴスマンさんの研究室へ案内される。このあと、学生食堂で食事。大学内を散歩して、図書館を案内していただく。とても広々とした図書館で学生同士がディスカッションできる部屋や、簡単な食事ができるカフェもある。



トリア大学

車でゴスマン夫妻の家へ。大学近くの住宅街で庭に竹が植えられている。そこで、ウィーン大学教授のイナさんと出会う。彼女も日本語が流暢でわたしたちは助かる。

自宅でお茶をいただいてから車でゲーレンというワインレストランへ。

リースリングワインの2013をいただく。料理は、豚料理とジャガイモのグラタンで美味しいが、半端でなくすごい量だ。

トリア大学の学生たち

9月9日（水）

この日は、博士課程在学中のマーレンさんが道案内に来てくれる。彼女は、2歳の女の子を育てつつ在日文学をジェンダーの観点から研究している。一緒にバシリカ（コンスタティヌス帝が即位式を行った建物）を通して州立博物館へ。ここには、ローマ時代の遺跡の出土品が展示されている。

この後、バスでアンフィテアター（円形劇場）へ。ここは、古代ローマ時代に人間とライオンなど猛獣が戦わされ見世物にされた場所で、地下を歩くと当時を彷彿して本当に恐ろしい。2万人が集まれる場所で現在はコンサートなどに使用されているとのことだ。

バスで街に戻って、ベトナム風の麺料理の店へ。3人で35ユーロ。観光客が来る店なのか、美味しいが割高な感じがする。

午後は、カール・マルクスの生家で今は博物館になっている場所へ向かう。わたしたちが訪れた時にも中国人を見かけたが、中国人の観光客が多いそうだ。かなり大きな3階建ての家で、写真を中心にしてマルクスの生涯やその後、マルクスに影響を受けた人々の活動を展示している。3時にマーレンさんが子どもを保育所に迎えに行くの



カール・マルクスの生家

で別れる。
夕食は、ゴスマンさんの卒業生が街の中心で経営している「チビの屋」という井屋さんで牛丼を食べる(5ユーロ)。彼女は日本にも留学したそうだが、5年前のことで日本語は厳しいと言う(でも、とても上手)。日本で井物が好きになって自分でその店をやると思ったそう。ゴスマンさんによると企画書をつくって銀行から融資を受けて開業したとのことだ。整理整頓された厨房とキビキビ働く姿はカッコよかった。彼女がいない時は、トリア大学の学生がアルバイトに来ている。

今回、ゴスマンさんの教え子の皆さんにはとてもお世話になったが、彼らから聞いたドイツの学生生活について少し触れておきたい。

ドイツでは、大学は基本的に国立大学で、大学には高校を卒業すると入学できる。多くの学生は、大学入学とともに家を出て独立するが、大学の授業料は無料である。マーレンさんによるとトリア大学では、半年に日本円で2万円くらい払って学生として登録するが、それによってバス代なども無料になる。大学では、日本のように学年はなくて必要な単位を取得して、論文

を提出して合格すれば卒業する。そのため一人ひとりの卒業時期が違うという。授業も2年目から一斉授業ではなくゼミが中心で徐々に長い論文の提出が求められている。したがって、日本のような受験競争はないようだが、大学へ入ってから自分には合わないと感じて、退学して進路変更する学生もいるとのことだ。

大学以前の教育も子どもに考える力をつける教育が行われており、ディスカッションを通して自分の意見を論理的に表現することが重視されているという。

もう一つびっくりしたのは、大学が教員を採用する際に学生代表が参加するという仕組みだ。ロナルドさんが大学生の大学運営への参加について教えてくれたが、選挙で選ばれる学生議会の代表は、教授選考に発言権を持っている(選考会で1票持つ)。

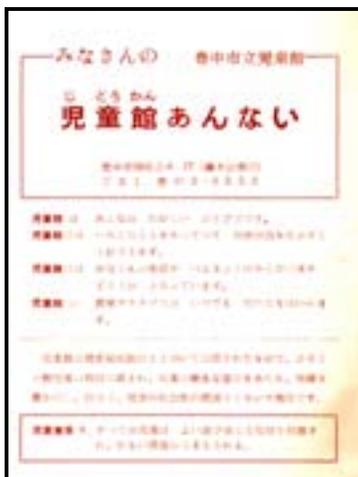
教授候補になった人は、選考の一環として全学生対象に講演会で話すことが求められるという。言わば、大学のことを決めるのに学生抜きに決めることはできないということである。大学ほどの発言権はないが、高校生も自治会を持っており、高校時代から民主主義のトレーニングを行っていることが伺える。

9月10日(木)

旅の疲れが出てきたのでゆっくり過ごすことにする。デパートでお土産のチョコレートやスカーフを買う。昼食

きませんでした。また解放運動を守ってきた人々は子どもの非行問題や生活の事や教育の問題に注目していただきました。「これからの運動は教育や」とムラでは一部の青年と熱心な小中学校の先生たちの協力もあって、子ども会活動がはじまって

いたことなど、早くから“教育”の大切さに着目されていました。たまたま轟木公園が児童公園としての計画があったのでその中に集会場をつくり、そこで土・日曜日には子どもたちの催しに使用ということになり運営などを考え調査しました。その中で児童館は土・日曜日だけでなく全日、専任の指導者によっておこなうのがよいということになり、集会場として建設が進められていた施設を急ぎよ児童館として開館することになりました。児童館は1955年10月から事業が開始されました。（『人間の血は涸れず』より）



あれから60年、今も豊中人権まちづくりセンターで児童館として、ひとりひとりの人権を大切に誰もが安心して過ごせる場所として、またいろいろな教室や活動をとおして「生きる力」を育てています。毎日、子どもたちの元気な声がセンターに響きわたっています。

現在、2016年2月27日～3日6日に開催する、ひと・まち・であい人権文化のまちづくりフェスタで「児童館60年」を振り返り、多くの人に伝えていくための取り組みをすすめています。

蛍池地域から

「地域で育った子どもたち」

福島 智子（事務局）

センターの児童館には、小中学校時代に、児童館活動に参加していた子どもたちが、青年リーダーとして、小学生などの学習活動や合宿や野外活動の時に、ボランティアで協力をしてくれ

ています。

なかには、高校生、大学生、高校を卒業して社会人として働いている青年も協力してくれます。

そんな青年たちも、進路のことでい

方では、メルケル首相へのメディアのコメントは服装やメイクについての揶揄を含めたコメントがなされているという（男性が首相の場合には考えられない）。

イナ教授からは、形は整っているが内実の伴わない日本の男女平等についてその背景を質問される。彼女も日本で研究した経験があるが、女性センターなどで働く個人の果たす役割が大きいと感じたことがあると話していた。

9月12日（土）

トリア滞在の最終日。この日は11時にゴスマンさんが迎えに来てくれて大聖堂のコンサートへ。パイプオルガンが素晴らしい。この後、歩いて古代ローマのバーバラ浴場遺跡へ。まだ、半分以下しか発掘されていないとのこと。

ゴスマン夫妻と一緒にモーゼル川沿いのレストランへ。南ドイツのビール、ソーセージとパンをいただく。4人で35ユーロ。安い。ドライブでモーゼル川沿いの高台へ。市内が一望できる。

夜は、ユーロが尽きてきたのでまたチビ屋へ。牛丼も売り切れで親子丼を食べる。水も入れて一人7ユーロ。

雨も降っていて最後の晚餐としては、少々侘しい気もしたがこれも良い思い出である。トリアでは、繁華街の商店も7時には閉店するし、人間も含めて街全体の時間がゆっくりと流れるような気がした。

9月13日（日）

ルクセンブルグ発10時40分の飛行機でフランクフルトを經由して日本へ。空港までゴスマン夫妻が送ってくださりチェックインなど気を配ってくれる。

人は誰も思いやりに満ちた豊かなやりとりや心遣いに出会うと本当に心が温かくなる。旅行では、ゴスマン夫妻の家族、友人、研究仲間、職場の人間関係を大切にする生き方から大いに刺激を受けた。今回、先輩たちが築いてきたFCTの縁でトリア訪問ができたことに深く感謝している。ゴスマンさんは、大学で日本のマイノリティ問題について部落差別も含めて講義をしているので、機会があればぜひ部落を訪問したいと語っていた。これからもメディアや部落問題も含めて交流していくことを楽しみにしている。

豊中地域から

児童館ができて60年

酒井 留美（事務局）

1954年、豊中地区に轟木公園の用地整備がすすむとともに、“公園内に新しい集会場を”の要求がムラに起きました。当時、豊中水平社結成後、間

もなく最初の施設として建てられた青年会館は老朽化し、1940年に建てた新会場は集会場としては使い勝手が悪い上に、大人数の集会用うことがで

は、テラスでピザとサラダをいただくがこれがまた量が多い。一人13ユーロ。

夕方には、ゴスマン夫妻が車で迎えに来てくれてモーゼル川沿いをドライブしてワインの村であるヴァイレンに行く。モーゼル川を見下ろすホテルのテラスから見える緑あふれる風景は、素晴らしいパノラマで記憶に残る。散歩をするとリースリングワインの原料となるぶどうがあたり一面に植えられており、収穫を待っていた。

帰りには街中に近い公園に案内してくれるが、ここは、難民が住んでいる宿舎（もとは兵舎だった）があるので、公園には彼らがたくさん来ている。近所にスーパーマーケットがあるのでそこに買物に来るのだそうだ。ゴスマンさんは、わたしたちにドイツ人で公園を歩いているのは、犬の散歩に来ている人だけであることを指摘してくれる。難民受け入れ政策とそれを支持する分厚い市民層、だが、偏見が全くないとは言えない現状があるのかもしれない。

ジェンダー平等について

9月11日（金）

この日もゆっくりと市内へ。大聖堂の近くにある司教博物館でキリスト教世界を堪能する。昼食は手持ちのお金も乏しくなったので、街中でソーセージにパンを挟んだドッグを買う。2.5ユーロ。

夜はゴスマン夫妻が迎えに来てくれて、食事に出かける。バシリカの近く

のレストランで牛ステーキが名物。りんごワインも美味しい。ゴスマン夫妻や初日に会ったイナ夫妻もいて8人である。食事は7時半頃から始まり、11時まで会話が弾む。趣味や日常生活のことなど肩のこらない会話だが、食事もお酒も会話のためにあるのではないかと思うほどみんなよくしゃべる（このなかで日本語を話さないのはイナさんの夫だけなので、わたしたちは楽だ）。

ドイツのジェンダー平等について、ゴスマンさんたちからお聞きしたことに触れておこう。

ドイツでは一般労働者は年に30日の休暇が法律で保障されている。週休2日なので、それを足すと年間6週間の休暇が可能になる。夏休みやクリスマス休暇などは3週間くらいまとめて取り、一般労働者は休暇を残すなどもったいないことはしないそうだ。

育児休業は法律で1年間と定められているが、その間、夫婦で交代可能。また、男女どちらでも取得できるが、男性が育休を取得すると3ヶ月プラスされ15ヶ月になるので、それが男性の育休取得率を上げている。

一方、保育所はここでも入りにくい。しかも、トリアでは保育所は夕方5時までなので両親ともフルタイムで働くのは困難だという。病気の子の看護休暇は両親一人ずつ10日間。でも、足りないという。

女性の政治参加も進んでいるが、一